

令和7年度 障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員
(パートタイム) 募集のお知らせ

受付期間	随時
面接試験日	別途連絡します
採用予定日	令和7年7月1日(火)

福井県立恐竜博物館
〒911-8601
勝山市村岡町寺尾第51号11番地
TEL 0779-88-0120
FAX 0779-88-8700

1 募集概要

採用予定日	令和7年7月1日(火)
任用期間	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員 (パートタイム)
勤務場所	恐竜博物館 (勝山市村岡町寺尾第51号11番地)
業務内容 および 採用予定人員	教育普及員 1名 (画像・イラスト・各種デザイン等の調整および制作、教育普及事業・広報事業の企画、準備および運営など)

2 受験資格

- ・次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 (受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。)

(1) 身体障害者手帳

(2) 都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

※ 診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行規則第8条に規定するものをいいます。

(3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳

- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (5) 精神障害者保健福祉手帳

・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

・ イラストレーターの基本的操作が行える方

・ 基本的なパソコンスキルのある方（メール、ワード、エクセル等）

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

面接試験の日時等は、受験者に別途連絡します。

4 合格者の発表

受験者全員に可否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 受験手続

(1) 申込方法

次の①～③の手続きをお願いします。

- ① ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
- ② 障がい者を有することを証明する手帳等の写しをご準備ください。
- ③ 「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、①および②の書類を添付し、提出（持参または郵送）してください。

※申込書は、恐竜博物館のホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出先

〒911-8601 勝山市村岡町寺尾第51号11番地
福井県立恐竜博物館 サービス推進課 採用担当

6 勤務条件

(1) 勤務日 週29時間（週4日勤務）

※毎月、所属が指定する日となります。

※シフトにより土、日、祝日にも勤務する場合があります。

※勤務日以外が休日となります。（1週間あたり2日以上）

(2) 勤務時間

原則、午前8時45分から午後5時15分まで

※繁忙期はシフトにより早出（午前8時から午後4時30分まで）、通常（午前8時45分から午後5時15分まで）または遅出（午前9時45分から午後6時15分まで）となります。

※休憩時間は原則として正午から午後1時15分です。

※所定労働時間を超える労働はありません。

(3) 報 酬 月額138,700円～171,200円

※学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 期末・勤勉手当 (例) 報酬月額171,200円の場合 年間支給額51万円程度

※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。

(5) 休 暇

・年次有給休暇 年間10日

※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。

※継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。

・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など

(6) そ の 他

・通勤費を別途支給します。(片道2km以上)

・地方職員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。

・地方公務員法上の服務規程等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。

・報酬および期末・勤勉手当等については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。

・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から1か月	福井県立恐竜博物館 サービス推進課

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人(代理人は不可)が、以下いずれかを持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県立恐竜博物館サービス推進課へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券（パスポート）
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード